令 和 7 年 第 3 回 八 潮 市 議 会 定 例 会

条 例 案 の 概 要

議案第74号

鈴木孝行教育基金条例

1 趣 旨

青少年の健全育成の推進並びに教育の充実及び振興に要する経費の財源に 充てるため、鈴木孝行氏からの寄附金を基に、鈴木孝行教育基金を設置する ための制定

2 内容

(1) 設置 (第1条)

青少年の健全育成の推進並びに教育の充実及び振興に要する経費の財源 に充てるため、鈴木孝行氏からの寄附金を基に、鈴木孝行教育基金(以下 「基金」という。)を設置する。

- (2) 基金の額(第2条) 基金の額は、鈴木孝行氏からの寄附金をもって充てる。
- (3) 管理(第3条) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法 により保管しなければならない。
- (4) 運用益金の処理(第4条)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、青少年の健全育成の推進又は教育の充実若しくは振興に要する経費の財源に充て、又は基金に積み立てるものとする。

(5) 繰替運用(第5条)

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(6) 処分(第6条)

基金は、青少年の健全育成の推進又は教育の充実若しくは振興に要する 経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(7) 委任(第7条)

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

3 施行期日

公布の日

議案第75号

八潮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を 拡充する等するための改正

2 内容

(1) 部分休業制度について、次のとおり拡充する。

現行	改正後			
正規の勤務時間の始め又は終わりに	・第1号部分休業			
おいて、30分を単位として2時間ま	30分を単位として2時間まで取			
で取得可能	得可能			
	・第2号部分休業			
	1時間を単位として1年間で10			
	日(77.5時間)取得可能(非常			
	勤職員については、勤務日1日当た			
	りの勤務時間数に10を乗じて得			
	た時間取得可能)			

※第1号部分休業と第2号部分休業のいずれかを取得するかは、職員による選択制とする。

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年10月1日。ただし、2(2)の一部は公布の日

(2) 経過措置

令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の上限については、38時間45分(非常勤職員については、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間)とする。

議案第76号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を踏まえ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方 を実現するための措置を拡充する等するための改正

2 内容

- (1) 職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、以下の措置を任命権者に義務付ける。
 - ① 妊娠・出産時及び育児期の職員への仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認
 - ② 確認した意向についての配慮
- (2) 規定の整備
- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日 令和7年10月1日
 - (2) 経過措置

2(1)①のうち育児期の職員への仕事と育児の両立支援制度の周知・意向確認については、施行日前においても行うことができる経過措置を設ける。

議案第77号

八潮市立学校設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市立小学校を設置するための改正

2 内容

市立小学校の設置

名称	位置		
八潮市立花桃小学校	八潮市大字垳81番地		

3 施行期日 令和9年4月1日

議案第78号

八潮市立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市立鶴ケ曽根体育館に新たに多目的室及びトレーニング室を設置し、 及び八潮市文化スポーツセンターを廃止する等するための改正

2 内容

(1) 八潮市立鶴ケ曽根体育館の多目的室及びトレーニング室の使用に係る使用料の追加及び体育室の使用に係る区分の変更(別表関係)

名称	区分			使用料				
				午前9時~	午後1時~	午後6時~	午前9時~	超過1時間
				12 時	5 時	9 時	午後9時	当たり
八潮	アマチュ	体	全面					
市立	アのスポ	育		4,500円	6,000円	6,800円	15,800円	1,500円
鶴ケ	ーツ又は	室						
曽根	レクリエ		半面	2,300円	3,000円	3,400円	7,900円	700 円
体育	ーション		バドミン					
館	に使用す		トンコー	700 円	900 円	1,000円		
	る場合		ト1面					
	その他の		全面	15, 300円	20, 300円	22, 900円	52, 700円	5, 200円
	場合		半面	7, 700円	10, 200円	11,500円	26, 400 円	2,600円
	多目的室1 全面		400 円	500 円	600 円	1,300円		
			半面	200 円	300 円	300 円	700 円	
	多目的室2 (新設)			1, 900円	2,500円	2, 900円	6,600円	
	トレーニング室(新設)			1回(2時間	間)200円			

(2) 体育館の廃止 (第2条関係)

名称 八潮市文化スポーツセンター 位置 八潮市八潮三丁目31番地

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(2) 八潮市文化スポーツセンター相撲場条例の一部改正 施設の名称の変更

現行

改正後

八潮市文化スポーツセンター相撲場 → 八潮市相撲場

議案第79号

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

重度心身障害者医療費の支給対象者を拡大する等するための改正

2 内容

- (1) 重度心身障害者医療費の支給対象者に精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている者を加える。(第2条、第4条関係)
 - ※ 支給対象は、自立支援医療(精神通院)が適用された医療費の自己負担分とする。
- (2) 食事療養標準負担額の2分の1に相当する額の助成を廃止する。(第2条 関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日 令和8年1月1日。ただし、2(2)は、令和8年10月1日

(2) 経過措置

- ① 2(1)の規定は、施行日以後の医療に係る医療費助成金の支給について 適用し、施行日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従 前の例による。
- ② 2(2)の規定は、令和8年10月1日以後の医療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

(3) 準備行為

施行日において重度心身障害者医療費の支給対象となる者は、施行日前においても、重度心身障害者医療費の受給資格の登録申請をすることができる。この場合において、市長は、受給資格の登録及び受給者証の交付をすることができる。

議案第80号

八潮市防災会議条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

豪雨、大規模地震等の自然災害が頻発していることを踏まえ、災害に対するより万全な備えを構築するため、陸上自衛隊の自衛官を防災会議の委員に加える等するための改正

2 内容

- (1) 防災会議の委員に新たに陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者を加える。
- (2) 規定の整備
- 3 施行期日 公布の日

議案第81号

八潮市上水道事業給水条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

災害その他非常の場合において市長が必要であると認めるときに、他の水 道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能と するための改正

2 内容

災害その他非常の場合において市長が必要であると認めるときに、他の水 道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能と する。

3 施行期日 公布の日

議案第82号

八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例を廃止する条例

1 趣 旨

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を 踏まえ、土砂等のたい積に係る規制等を廃止するもの

2 内容

土砂等のたい積に係る規制等の廃止

- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日公布の日
 - (2) 経過措置 所要の措置を設ける。
 - (3) 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例の一部改正 規定の整備